

使用資材による農産物の表示

1. 表示の法的根拠

- 「有機栽培表示」 認定事業者（生産行程管理者）のみ表示販売可能（JAS法）
- 「特別栽培表示」 任意表示（新ガイドライン 2004.4 施行）
- 「その他強調表示」 JAS法、不当景品類及び不当表示防止法
- 「一般事項」 「生鮮食品品質表示基準」、「玄米及び精米品質表示基準」（JAS法）

2. 「無農薬栽培」表示

- 「消費者のイメージ」 「栽培期間中農薬不使用」と「残留農薬フリー」etc
- 「有機 JAS 制度」 有機農産物は無農薬を保証するものでない、農薬不使用が適切
- 「特裁ガイドライン」 無農薬・減農薬栽培等の表示禁止
- 「特裁表示外」 無農薬の合理的根拠を準備する必要あり、特別栽培農産物表示の禁止

3. 新特別栽培農産物の表示ルール

a. 対象農産物

	無農薬	減農薬	慣行
無化学肥料	特別栽培農産物		
減化学肥料			
慣行化学肥料			

化学合成農薬（土壌消毒剤、除草剤、種子消毒等も含む）の使用回数が5割以下で、化学肥料の窒素分量も5割以下の農産物のみが対象で、その節減割合を隣接して表記します。

有機栽培同様に、土壌に栽培される農産物（野菜、果実、穀類、豆類、茶類等の乾燥調整品も含み、加工品は除く）が対象で、水耕栽培（砂礫等を用いる溶液栽培）、ロックウール栽培、ほだ木や菌床栽培のきのこは対象外となります。

b. 化学肥料の節減表示

- 「化学肥料：栽培期間中不使用」 化学肥料を一切使用していない場合
- 「化学肥料：当地比 10 割減（窒素成分）」 化学肥料を使用しているが窒素成分ゼロの場合
- 「化学肥料：当地比 割減（窒素成分）」 窒素成分の節減割合

化学肥料を使用した場合はその肥料の名称、用途、10 a 当たりの窒素分量を一括表示とは別に表記

c. 農薬の節減表示

- 「農薬：栽培期間中不使用」 カウント対象外のみ農薬を使用した場合
(性フェロモン剤等誘引剤、特定防除資材、天敵、BT剤等の生菌剤の生物農薬)

「化学合成農薬：栽培期間中不使用」 天然系や生物由来の殺虫剤、殺菌剤のみで
化学合成農薬を一切使用していない場合
(天然除虫菊剤、マシン油剤、死菌剤の生物農薬など)

「化学合成農薬： 割減 (使用回数)」 農薬散布回数の節減割合
複合材は有効成分毎にカウント

カウント対象外の農薬を使用した場合はその一般名称も括弧書きで表示、これ以外に使用し
農薬はその名称、用途、使用回数を一括表示とは別に表記

d . 一括表示例

農林水産省 新ガイドラインによる表示
特別栽培米
化学合成農薬：当地比 5 割減 (使用回数) (食酢、天敵使用)
化学肥料：当地比 5 割減 (窒素成分)
栽培責任者
住所 (所在地)
連絡先
確認責任者
住所 (所在地)
連絡先
精米確認者
住所
連絡先 (所在地)

e . 慣行栽培の基準

対象となる慣行栽培の基準は当地の地方公共団体が策定したもの、または確認したもの
(JA が作成した栽培暦を地方公共団体が実態調査に基づき慣行栽培の基準として発表
するなど)と定められており、その慣行栽培の基準を公開し周知させることとなっています。

よって地方公共団体によって慣行栽培の基準が策定または確認されていない場合や使用
実態が明確でない品目は特別栽培農産物として表示販売出来ないことになります。
(外国の場合も地方公共団体に準ずる機関が策定または確認したものが基準となります)

f . 栽培期間とは？

対象となる栽培期間は、前作の収穫後から作付けまでの圃場管理期間および種子種苗の
管理から収穫物の出荷調整作業までのすべての生産過程の期間が対象となります。

g . その他

生産圃場の設定、看板の表示、栽培責任者、確認責任者の業務、グループの場合は管理
組織作り、流通関係者の義務など

4．有機栽培／特別栽培の生産の原則

(目的) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、

(方法) 化学合成された肥料や農薬の使用を避ける(有機栽培) / 低減する(特別栽培)ことを基本として、

(方法) 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、

(方法) 農業生産に由来する環境への負担を出来る限り低減した栽培管理方法を採用して生産されること。

慣行栽培 エコファーマー 特別栽培農産物 有機栽培農産物

5．特定防除資材

特定防除資材は、薬効があるもので、しかも原材料的にも農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものが対象です。よって農薬取締法第1条の2第1項及び第2項の規定に基づく「農薬」の定義に該当するもの、原則として化学合成された物質でないもの(食品は除く)、抗生物質でないもの、天敵微生物(弱毒ウイルスを除く)でないもの、有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤などの補助成分が入っていないものが対象です。

具体的評価方法

薬効について

公的試験研究機関において実施された試験成績データ2例以上で、病虫害の防除、除草に使用する場合は防除効果がいずれの試験においても50%以上あるもの、農作物の生理機能の増進または抑制に使用する場合は植物生理学の専門家の意見も踏まえて評価。

安全性

- ・薬害に関する論文等の調査結果により、薬害がないことが確認されるもの。
- ・人畜に対する安全性は、原則としてGLP試験研究機関において実施された(ア)急性経口毒性試験(ラット等を用いた試験により概略の致死量を求めるとともに動物の中毒症状や状態を記録)(イ)変異原性試験(細菌を用いた復帰突然変異試験(Ames試験))(ウ)90日間反復経口投与毒性試験(ラット等を用いた試験により動物の中毒症状や状態を記録)に係る試験成績(エ)暴露評価に係る試験(作業者暴露、作物残留及び環境残留。有害性の報告があるもののみ)等の文献データにより人畜に対する安全性が確認されるもの。(対象資材の腐敗、かびの発生等二次的な悪影響の有無についても確認)
- ・水産動植物に対する安全性は、魚毒性に関する信頼できる文献等の調査結果で、魚毒性A(コイに対する48時間後の半数致死濃度が10ppmを超えかつミジンコ類に対する3時間後の半数致死濃度が0.5ppmを超える場合)に該当するもの。

特定防除資材の指定の手順

農林水産省及び環境省において検討対象資材について調査・作成・収集した情報を整理し、評価準備の整ったものから農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合にて評価を実施、農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会へ諮問、農林水産大臣及び環境大臣に答申、特定農薬の指定に関する告示の改正等必要な事務手続きにより告知される。

検討資材の優先順位

優先して評価する検討対象資材は、安全性に懸念があるとの情報があるもの、現に当該資材の使用がかなり普及しているもの、評価できる資料が整っているものです。

現在指定されている特定防除資材は？

「食酢」、「重曹」、「使用場所と同一都道府県内で取れた天敵」のみです。

物質名	農薬的效果	対象病害虫	参考となる使用方法
重曹	殺菌効果 (葉面散布)	イチゴ、トマト、バラの 灰色かび病	重曹濃度 0.1%程度に薄めたもの 100～ 500リットル/10a (農薬登録のある炭酸水素ナトリウム剤 の使用方法を参考に記載)
		カボチャ、キュウリ、ス イカ、メロン、ナス、ピ ーマン、イチゴ、トマト、 バラのうどんこ病	
食酢	殺菌効果 (種子消毒用)	イネのもみ枯細菌病、ば か苗病、ごま葉枯病	酢酸濃度 0.1～0.25%ものに24時間、もみ を浸漬(過去に登録のあった酢酸液剤の使 用方法を参考に記載)

(以下は一昨年の特定防除資材の候補調査における調査資材に対するコメントを整理したものです。)

農薬登録されたものでないと使用できないもの(要注意！)

ジベレリン(植物成長調節剤)、ホルクロルフエニユロン(植物成長調節剤)、ストレプトマイシン(殺菌剤、直物成長調節剤)、硫黄(殺菌剤)、硫酸銅&生石灰(殺菌剤ボルドー液の原料)、塩基性塩酸銅(殺菌剤)

農薬として使用すべきでないものと考えているもの

ナフサク、塩化ベンザルコニウム、クルゾール、クレオソート、たばこくず・たばこ抽出液、ナフタリン、ホウ酸、ホルムアルデヒド、パラホルムアルデヒド、石油(灯油、牧草地の雑草対策)、消石灰(ねぎの病害対策)

肥料に該当するもので副次的に薬効があるものは？

カリ肥料(艶出し、糖度、品質向上)、ケイ酸カリウム(耐病性等の向上、品質向上)ケイ酸石灰(イネの耐病性等の向上)、ケイ酸マグネシウム(果樹の落下防止や樹勢回復)、硝酸カルシウムや硫酸カルシウム(倒伏軽減、生理障害の防止)、ポリリン酸カルシウム(果樹の着花促進や品質向上)、塩化カルシウム(トマトのカルシウム欠乏による尻腐れ病の防止)、硫酸マグネシウム(マグネシウム欠乏症の防止)、ホウ素入りカルシウム(生理障害の防止)、EDTA-4Hのカルシウム塩(カルシウム欠乏及び果樹の浮き皮防止)など肥料に該当するもので副次的に病害虫の抵抗性を高めたり成長を促進する効果がある場合でも農薬的效果と断言するには困難なものは特定防除資材には該当しません。

物理的防除方法に利用する資材は？

水蒸気、熱湯、温風、地中加湿、太陽熱消毒、UVカットフィルム、紫外線反射フィルム、昆虫行動制御灯(黄色蛍光灯)、誘蛾灯、電撃殺虫器、反射マルチ、電灯、発光ダイオード等による照明、紫外線投光器(溶液殺菌)、紙(紙マルチ)(薬剤含浸物を除く)、抗菌マルチ(銀使用)、多目的防災網、防虫網、寒冷紗(薬剤含浸物を除く)、粘着板・粘着シート(薬剤含浸物を除く)、樹幹へのわら巻き(わ

らに害虫を集め焼却) 爆音器などは物理的防除方法で薬剤でないので特定防除資材には該当しません。

耕種的防除方法で利用される農法や植物などは？

天敵昆虫の寄生が好む植物を植えることにより圃場の在来天敵を増やし害虫を低密度に保ったり、圃場にくず米を播いてスズメを呼び寄せついでに害虫を食べさせたり、土壌線虫対策にギニアグラス(イネ科) クロタラリア(マメ科) イタリアングラス(イネ科) エンバク(イネ科) ソルゴー(イネ科) マリーゴールド(キク科) ラッカセイ(マメ科)などを輪作や混植したりすることは耕種的防除方法で薬剤ではないので特定防除資材には該当しません。

昆虫類でない捕食動物は？

アイガモ、アヒル、スズメ、カエル、牛、ヤギ、羊、コイ、フナ、ドジョウ、ホウネンエビなどの雑草や害虫を捕食するものは農薬取締法上の天敵類には該当しないため論外です。

6 . 有機 JAS 許容資材

(要再確認)

有機JAS規格別表2 (許容農薬)	特別栽培農産物 節減カウント
除虫菊乳 (剤除虫菊から抽出したものであること。)	カウント対象外(非化学合成農薬)
デリス乳剤	カウント対象外(非化学合成農薬)
デリス粉	カウント対象外(非化学合成農薬)
デリス粉剤	カウント対象外(非化学合成農薬)
なたね油乳剤	カウント対象外(非化学合成農薬)
マシン油エアゾル	カウント対象外(非化学合成農薬)
マシン油乳剤	カウント対象外(非化学合成農薬)
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	カウント対象外
炭酸水素ナトリウム水溶剤	
重曹	カウント対象外
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅(ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。)	
生石灰(ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。)	
天敵等生物農薬及び生物農薬製剤(1)	カウント対象外(非化学合成農薬もあり)
性フェロモン剤	カウント対象外
誘引剤	カウント対象外
忌避剤	
クロレラ抽出物液剤	カウント対象外(非化学合成農薬)
混合生薬抽出物液剤	カウント対象外(非化学合成農薬)
カゼイン石灰(展着剤として使用する場合に限ること。)	

パラフィン（展着剤として使用する場合には限ること。）	
ワックス水和剤	
二酸化炭素剤（保管施設で使用する場合には限ること。）	
ケイソウ土剤（保管施設で使用する場合には限ること。）	
食酢	カウント対象外

（ 1 ）の解釈

天敵等の生物や微生物（生菌、死菌の別を問わない）そのものを使用した薬剤のみが該当。

微生物が産出した物質等を精製、濃縮した薬剤は該当しない。

2003年10月1日現在の該当農薬は、

BT剤、ボーベリア・ブロンニアティ剤、パーティシリウム・レカニ剤、ペキロマイセス・フモソロセウス水和剤、ボーベリア・バシアーナ乳剤、スタイナーネマ・カーポカブサエ剤、スタイナーネマ・グラセライ剤、モナクロスポリウム・フィマトバガム剤、パスツーリア・ペネトランス水和剤、チリカブリダニ剤、ククメリスカブリダニ剤、デジェネランスカブリダニ剤、ミヤコカブリダニ剤、コレマンアブラバチ剤、サバクツヤコバチ剤、オンシツツヤコバチ剤、イサエヤヒメコバチ剤、ハモグリコマユバチ剤、アリガタシマアザミウマ剤、ショクガタマバエ剤、タイリクヒメハナカメムシ剤、ナミテントウ剤、ナミヒメハナカメムシ剤、ヤマトクサカゲロウ剤、チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤、ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水和剤、タラロマイセン・フラバス水和剤、トリコデルマ・アトロピリデ水和剤、対抗菌剤（トリコデルマ生菌）、非病原性フザリウム・オキシスポラム水和剤、アグロバクテリウム・ラジオバクター剤、非病原性エルピニア・カロトポーラ水和剤、シュードモナス・フルオレッセンス剤、シュードモナス CAB-02 水和剤、パチルス・ズプチリス水和剤、ザントモナス・キャンペストリス液剤、

以 上